

深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (概要版) <第1次改訂版>

1 計画の概要

(1) 特定健康診査等実施計画とは

医療制度改革における保険者の役割分担として、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）により、平成20年4月から、保険者に対し、40～74歳の被保険者（平成21年4月から75歳未満の被保険者を含む。）を対象に内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査¹及び特定保健指導²（以下「特定健康診査等」という。）の実施が義務づけられました。

このため、保険者である本市は、国が示した方針等に基づき、今年度中に特定健康診査等実施計画を策定し、平成20年度から健診等の保健事業を実施します。

この計画は、本市が国民健康保険の保険者の役割として、法第19条に規定する特定健康診査等の実施方法やその成果に関する基本的な事項等を定める実施計画です。

この計画の期間は、5年を1期とし、第1期は、平成20年度から平成24年度までの5か年です。期間の途中でも必要に応じて見直しを行います。

1 「特定健康診査」とは

平成20年4月から、40～74歳の被保険者（平成21年4月から75歳未満の被保険者を含む。）を対象として、保険者が毎年度計画的に実施する内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査をいいます。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）³に着目し、その該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とするかたを的確に抽出するために実施します。

2 「特定保健指導」とは

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要があるかたに対し、保険者が毎年度計画的に実施する保健指導（動機づけ支援・積極的支援）のことをいいます。

対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援します。

3 「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」とは

内臓の周りに脂肪がたまる肥満（内臓脂肪型肥満）に加えて、高血糖、脂質異常、高血圧などの生活習慣病を重複して持っている状態のことをいいます。

(2) 計画の目標

成果指標

成 果 指 標	平成 24 年度の目標値
特定健康診査の実施率	対象者の 65%
特定保健指導の実施率	対象者の 45%
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群の減少率	全体で 10%

取組指標

成果指標を実現するため、毎年度の特定健康診査実施率を高め、特定保健指導の該当者が保健指導を受けて生活習慣を見直していただくことが重要です。

本市では、国が示した指針に基づき、平成 24 年度までに特定健康診査の実施率を 65%、特定保健指導の実施率を 45%に引き上げることを目標に、各年度の目標値を次のとおり設定します。

取 組 指 標	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定健康診査の実施率	35%	45%	55%	60%	65%
特定保健指導の実施率	20%	25%	30%	35%	45%
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群の減少率					10%

2 特定健康診査等の実施

(1) 対象者

本市の国民健康保険被保険者で実施年度中に 40～74 歳に達するかた（平成 21 年 4 月から実施年度中に 75 歳になる 75 歳未満のかたを含む。）が対象となります。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定めるかた（特別養護老人ホーム入居者や長期入院者等）は対象から除外されます。

【推計対象者数】

特定健康診査	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
推計対象者数（人）	29,100	28,900	28,700	28,500	28,300

特定保健指導	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
推計対象者数（人）	2,500	3,100	3,800	4,100	4,400

（100 人未満は四捨五入）

(2) 特定健康診査の実施方策

概要

受診は、各年度一人1回とします。対象者には「特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）」を交付し、受診の際には、この「受診券」と「被保険者証」の持参により受診資格を確認します。

実施方法	集団健診
実施場所（予定）	・ 深谷市総合健診センター ・ 保健センター など市が指定する場所
実施期間（予定）	「受診券」を受け取ってから、市が指定する期間

検査項目

生活習慣病等の疾病予防に資するため、次の内容を健診項目として設定します。

基本的な健診項目（受診者全員が受ける項目）

項目	内容	項目	内容
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む問診	血中脂質検査	中性脂肪 HDL - コレステロール LDL - コレステロール
身体計測	身長 体重 BMI 腹囲	肝機能検査	AST (GOT) ALT (GPT) - GT (GT P)
理学的検査 （身体診察）	自覚症状及び他覚症状の有無	血糖検査	HbA1c 又は 空腹時血糖
血圧測定		尿検査	尿糖 尿蛋白

詳細な健診項目

項目	内容	項目	内容
心電図検査	12誘導心電図	貧血検査	赤血球数 血色素量 ヘマトクリット値
眼底検査			

詳細な健診項目については、一定の基準のもと、健診実施機関の医師が必要と判断したものを選択して実施します。

階層化の実施

健診結果に基づき、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、危険因子（リスク）の高さや年齢に応じ、特定保健指導対象者（動機づけ支援・積極的支援）の選定を行います。これを階層化といいます。特定保健指導対象者と判断されたかたに対し、特定保健指導を実施します。

65歳以上で特定保健指導対象者と判定されたかたは、全て動機づけ支援の対象者となります。また、生活習慣病に関して服薬中のかたは特定保健指導の対象外となります。

(3) 特定保健指導の実施方針

概要

利用は、各年度一人1回(1回の支援期間は原則6か月)とします。対象者には「特定保健指導利用券(以下「利用券」という。)」を交付し、利用の際には、この「利用券」と「被保険者証」の持参により利用資格を確認します

実施方法	健診結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、危険因子(リスク)の高さや年齢に応じて、生活習慣の改善に役立つ特定保健指導を専門家が実施します。		
	内臓脂肪症候群 (メタリックシンドローム)	予備群…動機づけ支援 該当者…積極的支援	6か月後の評価
実施場所(予定)	保健センター 又は 保健指導実施機関など		
実施期間(予定)	「利用券」を受け取ってから、市が指定する期間		

(4) 周知・案内方法

特定健康診査等の実施率向上につながるように、「広報ふかや」や「市ホームページ」などを利用し、周知・案内を行います。

3 計画の推進

(1) 特定健康診査等データの管理・保存及び個人情報の保護

特定健康診査等に関するデータは、非常に重要な個人情報です。このため、データの管理・保存や個人情報の保護については、個人情報保護法やこれに基づくガイドライン等を踏まえ、厳格な運用・管理を行います。

(2) 計画の公表及び制度趣旨の普及啓発

計画内容について、「広報ふかや」や「市ホームページ」などを利用し公表します。また、特定健康診査等の実施にあたっては、被保険者の前向きな協力(積極的な受診等)をいただくことが必要であることから、「広報ふかや」や「市ホームページ」などを利用し、情報提供や啓発を進め、実施への理解を深めます。

(3) 計画の評価・見直し

毎年計画の評価を行い、その結果において見直しが必要な場合には、速やかに見直しを行います。また、事業実施の評価もを行い、今後の事業運営の改善を図ります。

(4) その他

市が実施する他の健診との同時実施など、市民の視点に立ち、利便性の高い健診体制を整備します。

深谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画（概要版）

< 第 1 次改訂版 >

編集・発行 深谷市 市民環境部 保険年金課
〒366 - 8501 深谷市仲町 11 番 1 号
電 話：（代表）048 - 571 - 1211
（直通）048 - 574 - 6641
ファックス： 048 - 574 - 6666
E - mail： nenkin@city.fukaya.saitama.jp